藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第１００６号

２０２０年（令和２年）５月１４日

藤沢市長　鈴木　恒夫　様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長　畠山　関之

墓園事業に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

２０２０年（令和２年）４月２７日付けで諮問（第１００６号）された墓園事業に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について，次のとおり答申します。

１　審議会の結論

⑴　藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成１５年藤沢市条例第７号。以下「条例」という。）第１２条第２項第４号の規定による個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

⑵　条例第１２条第５項ただし書の規定による個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

２　実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は，次のとおりである。

⑴　諮問に至った経過

本市では，藤沢市大庭台墓園立体墓地（以下「立体墓地」という。）において，窃盗，器物損壊，放火等の犯罪抑止並びに墓参者の安全確保を図るため，立体墓地建物内部に防犯カメラを設置している。

この度，立体墓地において，２０２０年（令和２年）３月１７日午前１１時頃から同月２０日午後５時頃までの間に花瓶の窃盗被疑事件が発生し，その捜査を行う神奈川県藤沢北警察署司法警察員から捜査関係事項照会書により防犯カメラの画像データの提供を求められているものである。

刑事訴訟法第１９７条第２項の規定に基づく照会に対する個人情報の目的外提供は，条例第１２条第２項第２号の法令等に定めがあるときに該当せず，実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため，同項第４号の規定に基づき当該照会に対する防犯カメラの画像データの目的外提供について，藤沢市個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものである。

⑵　防犯カメラ画像を目的外に提供することについて

ア　目的外に提供する個人情報

立体墓地内に設置している防犯カメラで撮影された２０２０年（令和２年）３月２０日午前７時２２分から同日午後５時までの画像データ

なお，照会のあった対象時間のうち，２０２０年（令和２年）３月１７日午前１１時から３月２０日午前７時２２分までの画像データは保管期間経過により消去されていたため提供はできない。

また，画像データの提供に当たっては，神奈川県藤沢北警察署司法警察員による２０２０年（令和２年）３月２０日午前７時２２分から同日午後５時までの画像データの確認を経て，当該司法警察員が必要と判断し，実施機関が適当と認めた部分のみを選択し，ＳＤカードに保存して提供することとする。

イ　引渡し方法

ハードディスクに記録された画像データをＳＤカードに保存して引き渡す。

なお，提供する際は，条例施行規則第１１条に規定する，提供を受けるものが執る措置を遵守することを求める旨を記載した回答書を交付することとする。

ウ　目的外に提供する相手方

神奈川県藤沢北警察署司法警察員

エ　目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第１９７条第２項

オ　目的外提供に対する実施機関の考え

(ｱ)　照会の法的位置づけ

本件の捜査関係事項照会は，刑事訴訟法第１９７条第２項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第１９７条第２項は，捜査については，公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる，としており，官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが，官庁・公共団体等がその照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし，本件照会は，正当な請求権を有した神奈川県藤沢北警察署司法警察員によって行われるものであり，公共の福祉を維持するための必要な捜査であることから，正当性及び公益性が認められる。

(ｲ)　目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について，神奈川県藤沢北警察署司法警察員に問い合わせたところ，立体墓地内に設置された普通納骨壇Ｅ区（地下２階）において，花瓶の窃盗被疑事件が発生したが，被疑者についての目撃情報がなく，立体墓地内に設置されている防犯カメラにその状況が記録されている可能性があることから，確認をしたい，とのことである。

当該事件は，立体墓地内で発生したものであるため，再発の防止等迅速な対応が必要であり，より良い庁舎環境と安全確保を図るという本市の利益と合致すると考えられる。

また，近隣には事件現場周辺を撮影している防犯カメラが他にはないため，他の手段では代替することが困難なことから，本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

⑶　目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

目的外に提供する個人情報は，防犯カメラの画像データであり，当該画像データには不特定の者の画像が記録されている。当該画像データで確認できる個人を特定することは事実上困難であることから，特定不可能な者への本人通知は省略する。また，本人が特定された場合であって，その人物に通知することによって捜査の遂行に支障が生じると神奈川県藤沢北警察署司法警察員に確認した場合についても，本人通知は省略する。

⑷　実施時期

２０２０年（令和２年）５月実施予定

⑸　添付資料

ア　捜査関係事項照会書の写し

イ　事件発生現場の位置関係図

ウ　回答書（案）

エ　藤沢市大庭台墓園立体墓地防犯カメラ運用基準

オ　個人情報取扱事務届出書

３　審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，「１　審議会の結論」⑴及び⑵のとおりの判断をするものである。

⑴　個人情報を目的外に提供する必要性について

実施機関では，個人情報を目的外に提供する必要性について，次のように述べている。

神奈川県藤沢北警察署司法警察員に問い合わせたところ，立体墓地内に設置された普通納骨壇Ｅ区（地下２階）において，花瓶の窃盗被疑事件が発生したが，被疑者についての目撃情報がなく，立体墓地内に設置されている防犯カメラにその状況が記録されている可能性があることから，確認をしたい。

当該事件は，立体墓地内で発生したものであるため，再発の防止等迅速な対応が必要であり，より良い庁舎環境と安全確保を図るという本市の利益と合致すると考えられる。また，近隣には事件現場周辺を撮影している防犯カメラが他にはないため，他の手段では代替することが困難である。

以上のことから判断すると，個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

⑵　個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では，個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について，次のように述べている。

目的外に提供する個人情報は，防犯カメラの画像データであり，当該画像データには不特定の者の画像が記録されている。当該画像データで確認できる個人を特定することは事実上困難であることから，特定不可能な者への本人通知は省略する。また，本人が特定された場合であって，その人物に通知することによって捜査の遂行に支障が生じると神奈川県藤沢北警察署司法警察員に確認した場合についても，本人通知は省略する。

以上のことから判断すると，個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以　　上